

船員法施行規則第五十三条第一項の規定に基づき、同項に掲げる船舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品の数量を定めた件（平成七年運輸省告示第八百一号）の一部を改正する告示（案）について

平成 17 年 2 月
船員労働環境課

1. 背景

船員法（昭和22年法律第100号）第81条第1項においては、船舶所有者は、作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事項を遵守しなければならないこととされており、船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第53条第1項において、同項各号に掲げる船舶の区分に応じ、国土交通大臣が告示で定める数量の医薬品その他の衛生用品（以下「医薬品等」といいます。）を備え付けることを船舶所有者に義務付けています。船舶の区分に応じて備え付ける医薬品等の品名及び数量は、「船員法施行規則第53条第1項の規定に基づき、同項に掲げる船舶に備える医薬品その他の衛生用品の数量を定めた件」（平成7年運輸省告示第801号。以下「医薬品告示」といいます。）において定められています。

医薬品告示は、医薬品等の進歩により現在すでに使用されていない医薬品等を含んでおり、早急な見直しが必要となっています。また、関係団体から要望もあることから、今般、関係者からなる検討委員会において検討を行ったところです。

さらに、薬事法（昭和35年法律第145号）が改正され、平成17年4月1日に施行されることに伴い、医師等の処方せん・指示により販売することとされている医薬品等の範囲が拡大されること等を受け、船長の証明に基づき購入する医薬品等の範囲を改める必要があります。

これらを踏まえ、医薬品告示を現状に即したものにしよう見直しを行うこととします。

2. 改正の概要

製造中止等により存在しない又は必要性が乏しい医薬品等について、これを削除することとします。また、医薬品等の進歩を踏まえ、船内で必要とされる医薬品等について新たな医薬品等への適切な代替等を行うこととします。

薬事法の改正により医師等の処方せん・指示により販売することとされている医薬品等の範囲が拡大されることに伴い、医薬品告示に規定されている医薬品等において船長の証明に基づき購入することが必要とされる医薬品等の範囲を拡大することとします。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：平成17年 3月中旬
施 行：平成17年 4月1日